第明治二十五種郵便物認可

9　［略］

10　9の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

11　11の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1－2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○通信系」のように記載すること。

12　12の欄は、次によること。

(1)　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

(2)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(3)　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

［(4)　略］

(5)　口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。）に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6)　送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。ただし、移動する無線局、ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

13　13の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

14　14の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように22の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、21及び22の欄の記載は要しない。

15　15の欄は、受信する周波数又は、受信する周波数の範囲を記載すること。

16　16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

［(1)～(4)　略］

△

○

10　［同左］

11　9の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

12　10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1－2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「○○通信系」のように記載すること。

13　11の欄は、次によること。

(1)　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2)　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(3)　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

［(4)　同左］

(5)　口径の欄及び水平面の主輻射の角度の幅の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局、フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を除く。）に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

(6)　送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。ただし、移動する無線局、ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

14　12の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。

15　13の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように21の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、20及び21の欄の記載は要しない。

16　14の欄は、受信する周波数又は、受信する周波数の範囲を記載すること。

17　15の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

［(1)～(4)　同左］